

平成27年4月1日から 聴覚障害2級の認定には 「他覚的聴覚検査」が必須になります

手帳非所持の場合

- ▶ 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対し、2級（両耳全ろう）と診断する場合には、A B Rなどの他覚的聴覚検査、またはそれに相当する検査*を実施してください。
※「遅延側音検査」「ロンバールテスト」「ステンゲルテスト」など
- ▶ 実施した検査方法と検査所見を診断書・意見書に記載し、記録データのコピーを添付してください。

診断書・意見書について

2級と診断する場合、身体障害者手帳（聴覚障害）の所持の有無について記載してください。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1)～(4) (略)

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 ・ 無

※手帳所持者の場合は有に○、非所持の場合は無に○

※今回の見直しは平成27年4月1日以降に作成される診断書・意見書について適用されます。平成27年3月31日までに作成され、4月以降に申請された診断書・意見書については、他覚的聴覚検査は必須とせず、従前どおりの取扱いとなります。

ご不明な点、詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

函館市福祉事務所 障がい保健福祉課 公費医療等担当

電話番号 0138-21-3264